六　第十七条の三の三第一項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から六号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち六号控除済額（当該内国法人の六号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が六号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち六号控除済額に達するまでの金額

2　前項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における同条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項において同じ。）」と、「第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項」とあるのは「第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「」の規定及び第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「とし、同法」とあるのは「とし、法人税法」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の二第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」及び「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあっては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあっては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第二十六条の二第一項の規定）」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「期間」の下に「（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、同項第三号中「（当該指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があった日を含む連結事業年度）」を削り、同条第二項第二号ハ中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同項第五号イ中「当該指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があった日を含む連結事業年度。」を削り、同条第三項中「（第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の第一項」を「の同項」に改め、「その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「「基準事業年度」に改め、「（当該法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額（以下この項において「連結再投資等準備金の金額」という。）がある場合には当該連結再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に、「が前事業年度等」を「が前事業年度」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第七項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」及び「（同条第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第八項中「又は第二十六条の三第八項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第八項」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」及び「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の三第十項」及び「（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十項」を削る。

第十八条の四第一項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、「前条第一項に」を「同項に」に改め、同項第一号中「前事業年度等（前条第三項に規定する前事業年度等をいう。以下この号において同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第二十六条の三第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第三項又は」を「同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第二項中「（その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度）」、「（その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度において、連結確定申告書）」及び「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を有する法人については、同項の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以後の各連結事業年度（その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度において、確定申告書）に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合）」を削り、同項ただし書中「（これらの添付がない連結確定申告書を含む。）」を削る。

第十八条の五第一項を次のように改める。

法人の有する減価償却資産で第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは前条第一項の規定又は震災特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）の適用を受けたものについては、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若